

○議長（吉田敏郎）

日程第５ 議案第５９号 開成町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、組織・機構の見直しに伴い町長の事務部局と教育委員会の事務部局の職員定数の配分を見直すとともに、複雑化・高度化する行政課題に的確に対応するための職員定数を変更したいので、開成町職員定数条例の一部を改正する条例の制定を提案をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

それでは議案第５９号の表紙を御覧ください。

議案第５９号 開成町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町職員定数条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和元年１２月３日提出、開成町長、府川裕一。

まず、今般の条例改正の概要について御説明申しあげます。地方自治法第１７２条第３項において、職員の定数は条例でこれを定めることとされていることから常勤の一般職の職員数の限度を変更するため、条例改正を行うものでございます。

なお、このたび、職員定数を変更する理由は２点でございます。

１点目は、先ほど議案第５８号開成町部設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、で御説明させていただきましたとおり、新庁舎での業務開始にあわせた組織・機構の見直しにおいて、スポーツに関すること及び文化に関することの二つの教育に関する事務について、職務権限の特例を廃止し、町長の事務部局から教育委員会の事務局に事務権限を返還すること。

一方、現在教育委員会事務局子ども・子育て支援室において担当しております、子ども・子育て支援関係事務について教育委員会の事務部局の職員による補助執行を廃止し、町長部局の職員が担当することとすることから、町長の事務部局と教育委員会の事務部局の職員定数の配分を変更する理由が一つでございます。

２点目は、駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業の専任職員の配置、専門性の高い相談業務に対応できる保健師、社会福祉士、管理栄養士等の専門職の適正配置、広域的な課題解決のための職員交流の推進など、複雑化、高度化する行政課題に的確に対応するため、職員定数を変更するものでございます。

１枚おめくりいただき、２枚目の条例案を御覧ください。

開成町条例第 号 開成町職員定数条例の一部を改正する条例。

開成町職員定数条例（昭和 30 年開成町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

職員の定数を定める、第 2 条の改正でございます。

第 2 条の表中、町長の事務部局の職員については、84 人を 91 人に改めます。

一方、教育委員会の事務部局の職員数については、30 人を 28 人に改めるものでございます。この結果、職員定数の合計につきまして、125 人を 130 人に改めます。なお、町長の事務部局の職員数の 7 人の増につきましては、教育委員会の事務部局との配分変更分が 2 人、体制整備分が 5 人となっております。

附則でございます。この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する旨を定めるものでございます。

先ほど御審議いただきました、開成町部設置条例の一部を改正する条例の施行日は、令和 2 年 5 月 1 日でございますが、定数条例の性質上、4 月 1 日付けの職員採用への対応があることから、施行日を 4 月 1 日とするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

7 番、井上議員。

○7 番（井上三史）

7 番、井上です。先ほどの部の設置のときにも説明がありました中で、本来のスポーツ及び文化的なことを、生涯学習課として、教育委員会のほうに戻しますよということ。逆に、子ども・子育て関係を、教育委員会事務局に置いてあったものを、首長部局に戻す。本来の行政の分かれの、本来の姿に戻るのかなというふうな認識でおります。

しかし、かえってここが、私は開成町の教育の町としての、特色ある体制だったのかなと、そのようにも感じております。

しかし、今、先ほど条例も通っていることですので、そこに対しては特に異議は申し立てませんけれども、ただ 1 点、私が懸念することは、人数の配置でございます。スポーツとか文化関係は、土曜、日曜の町民対象の行事としては、物すごく多いということです。それが今後、教育長の出る回数は、土曜、日曜において、非常に職務が多忙になるのではないかと。

一方、行事に関しては、ほとんどスポーツ関係の行事になるし、それから文化的な行事に関しても、職員が相当出ないと対応できないのですね、行事としては。それが 30 人を 2 人減るという部分は、子ども・子育て、民生的なもの、生涯学習課の、仕事の分担の相殺によっては、それはあり得るかなと思う。ただ、人数配置に関しては、ここは配置のこのような人数にするという、多分いろいろ議論があっ

たのではないかなと思うのですけれど、その辺の人数に関することは、最終的には、教育委員会事務局のほうで、これを受け入れているとは思いますが、その辺のところ、どちらに伺ってもいいのですけれども、教育委員会事務局のほうに伺うのか。あるいは首長部局のほうに伺うのか。両方から、その辺の人数配置について、どのような話し合いがあって、この2名減という現状が生まれてきたのか。その辺のところの説明、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

こちらにつきましては、現状の子ども・子育て支援室への配置の人員、それから、自治活動応援課の配置の中から、文化・スポーツ担当者の配置の人員、こちらの差分が2名ということになってございます。そういう中で、確かに井上議員おっしゃる心配もございますので、その辺は、教育長も大変心配はされてございました。ただ、その中で職員の配置について、できるだけ考慮するという部分では、町長も確認をしております。この中で、教育委員会とも最終的な話が整ったということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

教育委員会事務局のほうの答弁があわせてなかったからでございますけれども、実は私がなぜこれを危惧するかというと、私も昔、派遣社会教育主事といたしまして、中井町のほうに、教育委員会事務局のほうに、5年間派遣されております。その中で、いかにスポーツ関係、文化関係、文化祭の準備であるとか、さまざまなスポーツ行事において、そのたびに職員が物すごく出る。あるいは町民とともにやるのですけれども、職員がいかにそれだけ重労働であるのか、私、身をもって体験しているのです。それに関して、開成町といたしまして、その辺の職員の対応というのは、この30名でできるのかなという心配があるから、こういう質問をしているわけでございますけれども、教育委員会事務局のほうはよろしいのですか、これで。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えいたします。大変御心配をいただいて、ありがたいなというふうに思っています。ですが、さまざまな場で、意見聴取を、協議を重ねてまいりました。その中で、私としては、井上議員のおっしゃるそのまま、御意見としては、私からもお伝えもしたりのやり取りはしてきています。その中で町全体の役場の仕事、教育委員会も含めての中で何とかやっていくという部分で折り合い

をつけてきているところです。

ただ、新しい組織になってきた中で、場合によったら、生涯学習、スポーツなどなど、今も私たち教育委員会の部局でもやっている事業もございますので、そこらあたりは統廃合をして、スリム化する部分も必要かなという部分は、薄らぼんやりですが、そんな考えを持っているところでもあります。

それから、現在30名体制で行っているところですが、先ほどの議案第58号でございましたように、子ども・子育て支援が町長部局へ戻ります。そこらあたりの人数配当が、今の30から抜けてというふうに考えた時に、28という数は、現在の人員からすると1名増えるかなというような思いも持っているところではあります、見通しとして。などなどで、来年度、やるだけやらせていただいて、また御意見等は述べさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。御心配いただきましてありがとうございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

町長。

○町長（府川裕一）

今の御指摘で、単純に30から28に減ったので、教育委員会の職員を減らしたように見えますけれども、教育長が今言われたように、そんなことは決してありませんし、教育委員会の文化・スポーツが行くことによって、大変さは、教育長からももちろん聞いております。

また、教育委員会の委員さんからは、ほかの部局には部長がいるのに、教育関係にそれがいないということの御指摘というか、話がありました。その辺は参事を置けるという規定がありますので、そういう中で対応、教育部局に対しては、持っていける可能性があるということで、教育委員会さんにも、納得していただいたという経緯がありますので、決して教育部局から人を減らしたということではないという認識でおります。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

5番、茅沼です。端的に短く質問しようと思えば簡単なのですが、なぜ130人にしたのかなと。なぜ、1万7千人の人口を今切ろうとしている、大井町で140人、なおかつ1万人を切ろうとしている山北町でも150人という条例になっているのにもかかわらず、1万8千人を超えている開成町で、なぜ、130人の人数枠、条例でとどめてしまうのかなというのは単純な疑問なのです。

というのは、これから町民人数が増えていく。それに伴って、求められる行政サービスも、ますます複雑多岐にわたってくる。そういうふうな時にこの人数で果たして本当にやっていけるのかなという気がします。特に今までの経験から、役場行政の職員の方々も、働き具合を見てみますと、働き改革とか、いろいろとあります

けれども、特に町の将来をいろいろと考えていかなければならない企画政策課の人数が少ないのではないかと思います。

また、町民から具体的に、川の氾濫の件もありましたけれど、道路がまた白線が引かれていないよとか、いろいろな問題が起きてくる、直接町民の生活に結びついている街づくり推進課の人数も足りない。こんなふうにも、私は日ごろ感じているわけで、そんな中で町長部局が7人増えるといっても、このうちの2人は教育委員会部局から来る人数なので、現実的には5人増えるというふうに捉えますけれども、これで先ほど審議があつて、可決した会計年度任用職員の制度についても、これも定数に加わるということです。これから町民からの行政サービスがいろいろ複雑多岐にわたってくる時に、ある意味ではベテランというかいろいろな知識を持った職員が必要だろうと思うのですね。という意味で、フルタイムの任用職員というのを、枠を増やしていく必要がまた出てくるのではないかなと、こんなことも思っていますのでその辺のところ、総括的に、なぜ130人でとめたのか。なんか行政がやっているのは、どうも対症的に、これだけ足りないから、今、こういうふうにしたのだということで、その場しのぎにも見えます。もっと将来を見据えて余裕を持った定数条例を設定していただきたいというふうに思いますので、この130人ということで、今とどめておくというのであれば、それでも構わないと思いますけれども、また、定年延長になったり、いろいろなときに、というのは、また間近なことだと思いますけれども、また、再度、定数条例の改定を提案していただけないということになってほしいなと思いますが、その辺のお考えをお聞きたい。

○議長（吉田敏郎）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

茅沼議員の御質問にお答えします。まさしく今、茅沼議員がおっしゃったとおりでございます。これまでも折に触れてちょっと説明してきたかと思いますが、国家公務員の定年の延長、これが法制化が参議院選挙等で見送られ見送られということで創設が延びております。町の職員定数及び定員適正化計画も、定年が延長すると、その職員は定数の中に入りますので、1とカウントされてしまいます。どういう法律が制定されて、地方公務員にもどういう影響があるのか、それを見定めた上で、今、いみじくも茅沼議員がおっしゃられましたように、定年延長の法改正が済み、地方公務員にどういうふうに、地方公務員の制度の中でも、定年延長を当然やることになると思いますので、その辺を含めまして、また改めて定員適正化計画も作成しながら、また、いずれ定数条例の改正をお願いすることもあるかと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

茅沼です。ただ、単純に職員の人数を増やせばいいということではなくて、職員一人を増やせば、それだけの財政的な圧迫もあるわけですから、そういうところもしっかりと考えていかなければならないと思いますけれど、この5月に、新しい庁舎に入って、また、こういうふうな機構改革もいろいろとされて、全国的にかなり注目されている開成町だろうと思うのですね。そういうふうな時に、開成町では、こういうふうやっているのだよということをしかりと打ち出していくことができるように、そのためにも定数、これではちょっとギリギリ過ぎるなというふうに思っていますので、その辺の改善も早急に図っていただきたいということを申し添えておきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございますか。

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

今の茅沼議員の発言に関連するのですけれども、人数が少ない、それで仕事こなすということは、少数精鋭でやっていくという、そういう思いが当然おありだと思います。新しくプラスする5人をどのように採用するのか分かりませんが、基本的に今、民間企業でも人手不足の中で、初任給をどんどん上げていくという傾向にもありますし、少数精鋭で一生懸命、一人一人の仕事の質を高めてやってもらうためには、労働の対価というのが原則だと思うのですけれども、先ほど、報酬については、もう既に通っていますから、特にそれをどうこう言うつもりはないのですけれども、開成町の初任給として、優秀な人材が確保できるようなレベルにあるのかどうなのかというのと、先ほどの改定で、ラスパイレスが基本的に下がってしまうというか、悪影響になっていくようなことがないのかどうなのか、確認したいと思います。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。まず、初任給ですが、基本的には、人事院勧告、国の給与等に準拠して定めているものでございます。

こういったことを、確かに御指摘のとおり、特に高校卒業の場合の初任給等はかなり低い額になっていますので、これはまた、将来的には見直さなければいけない課題であると認識をしております。

また、ラスパイレス指数につきましては、31年度、令和元年度はまだ公表されておりませんので、100を切っているような状況ではございますが、99.6ですか。そういうような状況でございます。職員の給与につきましては、これは基本的に均衡の原則というものがございまして、国家公務員に準拠して、また、近隣の自治体等とバランスを見て定めるものとなってございますので、人事院勧告は、昨

今は、増額改定を、町民の皆様、議会の皆様にお認めいただいておりますが、きちんとを見直すべきところは、持ち家手当の廃止等を行っておりますので、そういったことはきちんと国に準拠して、近隣ともバランスを取りながらやっていきたいと、このように考えております。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。ぜひそのように、やはり優秀な人材を確保するには、仕事のやり方が魅力的だということもあるかもしれませんが、やはり報酬が大事だと思いますので、全体を見て、決して高いという水準ではないと思いますし、その辺は今後の改定の中でお伺いいただければと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので採決を行います。

議案第59号 開成町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員にて、可決しました。